

## 令和4年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和4年3月10日（木）午後2時00分  
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1 番 田 村 星 寿	2 番 中 野 栄
4 番 三 須 清 一	5 番 大 井 栄 一
6 番 大 炊 三 枝 子	7 番 成 島 誠
8 番 川 村 泉 治	9 番 宮 久 保 勝
10 番 根 本 博	

### 4. 欠 席 委 員

3 番 嶺 岸 勝 志

### 5. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩 四 郎
庶 務 係 長	遠 藤 幸 廣
農 地 係 長	富 塚 隆 則

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第3号 農用地利用配分計画（案）の決定について  
議案第4号 我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令  
について  
議案第5号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について  
議案第6号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について  
議案第7号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について

- 議案第 8 号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について  
議案第 9 号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について  
議案第 10 号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について  
議案第 11 号 我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出に対する  
専決処分について  
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する  
専決処分について  
報告第 3 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について  
報告第 4 号 農地パトロールの結果について  
報告第 5 号 生産緑地のあっせんについて

**三須清一会長** ただいまから令和4年第3回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災から明日で11年を迎えます。東日本大震災により、犠牲となられた方々とその遺族に対し、心より哀悼の意を表します。

これより犠牲者の方々の御冥福をお祈りし、黙禱をさせていただきます。

委員の皆様、御起立お願いいたします。

**事務局** 黙禱。

**三須清一会長** 黙禱を終わります。御着席ください。

それでは、再開いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

6番 大炊三枝子委員

7番 成島誠委員

よろしくお願ひいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議をいただく案件は、議案第1号から議案第11号までの合計11議案についてです。

議案第1号は、「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号は、「農用地利用集積計画（案）の決定について」申請件数は、利用権の新規設定が2件、再設定が2件、所有権移転が2件、合計6件です。

議案第3号は、「農用地利用配分計画（案）について」1件です。

議案第4号は、「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」。

議案第5号から第11号までは、「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」です。推進委員について、第1区域3人、第2区域及び第3区域各2人、計7人の候補者について、承認を求めるものです。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は450平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約788メートルに位置しています。位置図は議案資料の2ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方です。申請理由は資材置場を整備するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いいたします。

**中野栄調査会長** 議案第1号、整理番号1番について、調査結果を報告します。

譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は平たん地で、埋立てなども必要がなく、現況に応じて砂利を敷き、フェンスも設置していく予定で、雨水は敷地内自然浸透処理します。隣接農地所有者には、車、自転車やタイヤを置くことを説明し、特に意見はありませんでした。また、当該地の選定理由は、現在使用している自宅の敷地が手狭なため、自宅から近い申請地を賃借するものです。

調査会からは、用水のパイプラインの位置について改良区に確認をすること、道路側排水路の取扱いについて、市の立会いを受けていますが、再度、市に確認することを要請しました。

なお、当該地についての現地調査での立地基準は、宅地化の状況が住宅の用、もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連坦している程度に達している区域に近接している区域内にある農地で、市街地から500メートル以内であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。現地確認では、周辺の農地に影響はないことを確認しました。

以上のことから、第1調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準

を満たしており、現地調査では、隣接する土地所有者に支障のない旨、確認されたことから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 続いて、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は13ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は2,972平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積で〇万〇、〇〇〇円です。

整理番号2番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は3,709平方メートルのうち910平方メートル、〇〇〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は750平方メートル、〇〇字〇〇地先の地目畑7筆、合計面積は5,595平方メートルのうち、5,034平方メートル、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は238平方メートル、〇〇字〇



タールで、農業従事日数は、本人が年間60日、妻が80日、子と子の妻が20日です。トラクター、耕運機をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号「農業地利用集積計画（案）の決定について」審議に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり決定することとします。

**三須清一会長** 続いて、議案第3号「農用地利用配分計画（案）について」審議します。

なお、〇〇〇〇委員が権利の設定を受ける者となっております。

〇〇〇〇委員には、農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の7ページをお開きください。議案資料は36ページからとなります。

議案第3号「農用地利用配分計画（案）について」。

農用地利用配分計画（案）について、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、農業委員会に対して、農用地利用配分計画案について意見を求められたものです。農地中間管理機構である千葉県園芸協会による田の貸付けに係る計画案を策定するものです。計画の詳細は富塚より説明します。

**富塚隆則農地係長** 私から農用地利用配分計画（案）について御説明いたします。

令和4年1月12日開催の総会において許可されました農地法第3条許可申請により、千葉県園芸協会に貸付けを行った案件が農用地利用配分計画の対象となっております。

農用地利用配分計画の詳細は、議案資料36ページから41ページです。

では、内容について御説明いたします。

中間管理事業で農地を借り受けるための基本原則は、当該担い手に農地を貸し付けた場合、規模拡大、または分散錯圃の解消に資すること、また、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないことが条件となっております。今回の配分を受ける経営体は、これらの原則を満たしていると考えられます。

では、案件の御説明をいたします。

今回の案件は、〇〇〇〇の農業者への配分です。対象となる農地は、〇〇〇〇の田3筆、〇〇〇の田1筆の合計4筆で、当該農地の所有者が担い手への貸付けを強く希望しております。

説明は以上となります。

会長、暫時休憩をお願いします。

**三須清一会長** 暫時休憩いたします。

**三須清一会長** それでは、再開します。

説明ありがとうございました。続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案資料の36ページをお開きください。

農用地利用配分計画案に基づき、〇〇〇〇の農家に権利を設定するものです。権利を設定する土地は、同資料37ページの地目田4筆、合計面積は7,931平方メートルです。

第1調査会では、貸し付ける農地を該当する受け手に貸し付けた場合、規模拡大または分散錯圃の解消に資するなどの決定基準を満たしていることから、本計画案は適当と判断し、全員一致をもって付すべく意見なしとの判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第3号「農用地利用配分計画（案）について」質疑に入ります。

〇〇〇〇委員は先ほど申しましたとおり、議事参与の制限がありますので退室していただきます。

(〇〇〇〇委員退室)



それでは、御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第3号「農用地利用配分計画（案）について」付すべく意見なしと決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については付すべく意見なしと決定することにいたしました。

〇〇〇〇委員には入室していただきます。

(〇〇〇〇委員入室)

**三須清一会長** 次に、議案第4号「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の8ページをお開きください。

議案第4号「我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について」。

下記のとおり、我孫子市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令について、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。

我孫子市の全庁的な組織変更に伴い、農業委員会事務局の組織についても変更するものです。この組織変更に伴いまして、現在、事務局は庶務係と農地係の2係制となっておりますが、令和4年度からは1係制に変更されます。

議案書の新旧対照表のとおり、第3条の係の設置については、庶務係を削除し、農地係のみに改正します。

次の第4条の職務については、今回の組織変更との関連はありませんが、同規程第2条第2項の条文の中で、「次長補佐は以下補佐という」となっていることから、条文の一部を修正します。

次の別表第1の区分については、庶務係と農地係に分かれています。庶務係を削除し農地係とし、事務の概目については、庶務係を削除したことに伴い、「その他、他の係に属しない事項に関すること」の1項目を削除し改正を行います。



昭和〇〇年〇月〇日。経歴は略歴のとおりです。

以上です。

**三須清一会長** 人事案件ですので、これより採決します。

議案第5号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については、提案どおり決定することにいたしました。

**三須清一会長** 続いて、議案第6号「我孫子市農用地利用最適化推進委員の決定(案)について」審議します。

中野調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案書の12ページをお開きください。

議案第6号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定について」。

次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。

提出日、令和4年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、提案します。

区域、第1区域。住所、我孫子市〇〇〇〇〇〇〇の〇。氏名、香取典男。生年月日、昭和〇〇年〇〇月〇〇日。経歴は略歴のとおりです。

以上です。

**三須清一会長** 人事案件ですので、これより採決します。

議案第6号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第6号については、提案どおり決定することにいたしました。

**三須清一会長** 続いて、議案第7号「我孫子市農用地利用最適化推進委員の決定について」審議します。

中野調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案書の13ページをお開きください。

議案第7号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定(案)について」。

次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法



**中野栄調査会長** 議案書の15ページをお開きください。

議案第9号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」。

次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。

提出日、令和4年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、提案します。

区域、第2区域。住所、我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇。氏名、戸邊眞一。生年月日、昭和〇〇年〇月〇日。経歴は略歴のとおりです。

以上です。

**三須清一会長** 人事案件ですので、これより採決します。

議案第9号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第9号については、提案どおり決定することにいたしました。

**三須清一会長** 続いて、議案第10号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定について」審議します。

中野調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案書の16ページをお開きください。

議案第10号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」。

次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。

提出日、令和4年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、提案いたします。

区域、第3区域。住所、我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇。氏名、長島操。生年月日、昭和〇〇年〇月〇〇日。経歴は略歴のとおりです。

以上です。

**三須清一会長** 人事案件ですので、これより採決します。

議案第10号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第10号については、提案どおり決定することにいたしました。

**三須清一会長** 続いて、議案第11号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定について」審議します。

中野調査会長から議案の朗読と説明をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案書の17ページをお開きください。

議案第11号「我孫子市農地利用最適化推進委員の決定（案）について」。

次の者を我孫子市農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第17条第1項の規定により、農業委員会の承認を求める。

提出日、令和4年3月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、提案いたします。

区域、第3区域。住所、我孫子市〇〇〇〇〇〇〇〇。氏名、齊藤剛廣。生年月日、昭和〇〇年〇月〇〇日。経歴は略歴のとおりです。

以上です。

**三須清一会長** 人事案件ですので、これより採決します。

議案第11号について決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第11号については、提案どおり決定することにいたしました。

以上で、審議案件については全て終了いたしました。

**三須清一会長** 引き続き、報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。議案書は18ページからとなります。

報告は第1号から5号までの5件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。届出事由は、共同住宅と道路用地が1件、駐車場が2件、宅地が1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、8件受理しました。届出事由は、駐車場が1件、住宅が7件です。

報告第3号は、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について」で、1件判定しました。

報告第4号は、「農地パトロールの結果について」報告します。

結果の詳細は、富塚より報告します。

**富塚隆則農地係長** 皆様のお手元に別紙1というものが、こういったA4の用紙があると思いますが、昨年の7月に、暑い中、皆様に御苦勞いただきました農地パトロールによりまして、第1地区、第2地区、第3地区、第4地区の4地区で行ったわけですが、それぞれ、各々で新しく発見された遊休農地がこちらのとおりとなっております。

今後、このものにつきましては、利用意向調査を行いまして、この農地を今後、どうするのか、貸す意向はあるのか、それとも自ら耕作するのか、そういった意向を聞くための調査を行う予定でございます。

私のほうからは以上でございます。

**事務局** 報告第5号は、「生産緑地のあっせんについて」です。

令和4年2月総会において、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、同〇〇〇〇番〇、合計2筆、合計面積は2,227平方メートルで、所有者は〇〇〇〇〇の〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、市公園緑地課より市内農業従事者へ取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、用途地域が第1種中高層住居専用地域で、買取りの希望価格は全面積で〇億〇,〇〇〇万円です。買取り価格については、買取り希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取り価格を設定することになります。お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取りを希望する農業者がいましたら3月24日の木曜日までに事務局まで御連絡ください。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から第5号まで、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第3回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。